

議案第28号 大津市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第28号について、ご説明いたします。当議案は、国家公務員等の旅費制度に準じた改定を行うものでございます。

2ページをお願いします。

1の改正を必要とする条例は、記載のとおりとなります。

3ページをお願いします。

2の改正の趣旨は、国家公務員の旅費に関する法律が令和7年4月1日に改正されたことを踏まえ、本市においても改正を行うものです。

4ページをお願いします。

3の改正内容についてですが、1つ目は、宿泊料の改定です。滋賀県旅費支給条例を参考に、同様の改定額で増額の改定を行うものです。金額の詳細は表のとおりです。2つ目は、食卓料の廃止及び宿泊手当の新設です。宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として「宿泊手当」を支給します。現行の食卓料と同様、宿泊手当は、朝夕の2食分として宿泊料に含まれますが、宿泊料に食事分が含まれない場合に支給するものです。

5ページをお願いします。

3つ目は、移転料の改称です。制度内容に変更はないため、名称のみ転居費に改正となります。

4つ目は、扶養親族移転料の名称および支給要件を改めるものです。より対象範囲が分かりやすくなるよう名称を「家族移転費」に改めます。また、支給対象の扶養要件を改め、職員と同一生計の同居家族の移転について、旅費を支給可能とします。

6ページをお願いします。

5つ目は、その他交通費に係る見直しです。まず、特別車両料金、特急料金・普通急行の距離要件を廃止し、旅行の実情に応じて公務上必要であれば支給できることとします。また、鉄道、船舶の利用に必要な「手数料」等、航空の利用に必要な「特別座席指定料金」「手数料」等を支給可能とし、こちらも旅行の実情に応じて公務上必要であれば支給できることとします。

さらに、市議会議員、教育長、常勤の監査委員、公営企業管理者及び大津市特別職の非常勤職員に対する、特別車両料金、特別船室料金及び特別座席料金については、公務上の必要その他特別の事情がある場合に限り支給可能とします。

施行は、令和8年4月1日としております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。